

(公印及び契印省略)

総 基 用 第 74 号

令和 8 年 7 月 29 日

一般社団法人電気通信事業者協会

会長 宮川 潤一 殿

一般社団法人テレコムサービス協会

会長 是枝 周樹 殿

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真 殿

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

会長 塩冶 憲司 殿

総務省総合通信基盤局長

湯本 博信

特殊詐欺等の被害防止に向けた対策の一層の強化について（要請）

平素より、情報通信行政に御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

特殊詐欺の被害は増加傾向であり、令和 7 年の被害総額（SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害額を含みます。）は 3,257 億円（警察庁「令和 7 年における特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）」）と過去最多となりました。こうした中、政府では、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき、官民一体となった取組を推進してきたところです。

総務省においても、当該決定等に基づき、電気通信事業者等との協力の下、各種施策を推進しています。令和 8 年 5 月には、特殊詐欺をはじめとする携帯通信サービスの不正利用の多様化・巧妙化に対応するため、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 25 号。以下「改正法」といいます。）が成立しました。改正法については、今後、その施行に向け、改正法に基づく措置を着実に準備する必要があります。

また、今般、犯罪対策閣僚会議においては、令和 8 年 7 月 28 日、現下の危機的な状況に鑑み、特殊詐欺等への対策を緊急に実施するため、「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」が決定されました。これに基づき、通信分野においても、特殊詐欺等に対して更なる対策の推進が求められるところです。

貴法人らにおいては、これまで特殊詐欺の被害防止に向けた各種対策を推進していただいているものと承知していますが、こうした状況を踏まえ、特殊詐欺等の対策の一層の強化

が必要です。

つきましては、下記の事項に御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 本要請は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号に規定する行政指導に該当するものであり、同条第 2 号に規定する処分に該当するものではありません。

記

1 電気通信サービスの不適正利用関連

貴法人らの会員である電気通信事業者に対し、(1)から(8)までの事項に着実に取り組むよう、周知を行うこと。

(1) 警察庁推奨アプリをはじめとする詐欺電話等対策アプリについて、携帯通信サービスの利用者に対して、契約時その他の適切な機会を捉えた機能や有効性の説明や周知等を通じ、携帯電話への導入を促進すること。契約の締結の媒介等の業務を委託する販売代理店等においてもこれを適切に行わせること。

(2) 携帯通信サービスの利用者に向けた AI 等を活用した詐欺電話等の検知・警告サービスについて、社会実装に向けた検討を加速化すること。

(3) 携帯通信サービスにおけるなりすましの防止のため、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）に基づく義務を確実に履行するとともに、契約の態様やリスクに応じた本人確認、当人認証等を実施すること。特に、

ア 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえ、非対面契約については令和 8 年 4 月から契約時等の IC チップの読み取りが原則義務化され、対面契約については令和 9 年 4 月から、契約時等の IC チップの読み取りが原則義務化されるところ、対面契約についても施行期日を待たず、速やかな対応に努めること。

イ 追加回線契約時の多要素認証については、令和 8 年 4 月から義務化されているところ、パスキーを利用する方式の原則化等の更なる厳格化を行うこと。

ウ 契約の管理等を行うウェブサイト、アプリケーション等における認証や、SIM の再発行、アクティベーション等を行う際の認証についても、パスキーを利用する方式を含め、厳格な方法の導入を積極的に検討すること。

(4) (3)における本人確認、当人認証等の水準について、必要に応じ、可能な範囲で適切な業界横断的なルール策定に向けた検討を進めること。

- (5) 携帯通信サービスの利用者等に対して総務省が展開する周知活動について、販売代理店等での掲示やサイネージによる表示等、多様な方法を活用した継続的かつ効果的な注意喚起を実施できるよう必要な協力を行うこと。
- (6) 固定電話への国際電話サービスを悪用した詐欺等への対策として、契約変更時等の機会を捉えた必要性の確認や利用休止体制の強化等、国際電話サービスの利用を真に必要としない利用者に対して国際電話の利用休止を促進するための措置を引き続き講ずること。
- (7) 固定電話の利用者に対し、AI 等を活用した詐欺検知・警告サービスについて分かりやすく周知すること等を通じて、引き続き普及に向けた取組を推進すること。
- (8) その他、固定・携帯電話、SMS 及びメールを悪用した特殊詐欺等による被害の未然防止を図るため、「固定・携帯電話、SMS 及びメールを悪用した特殊詐欺等に対する対応について」（令和 7 年 4 月 23 日総基用第 44 号）及び「フィッシングメール対策の強化に関する要請」（令和 7 年 9 月 1 日総基用第 76 号）の内容を踏まえ、効果的な措置を講ずること。

2 改正法関連

貴法人らの会員である電気通信事業者に対し、(1)から(6)までの事項に着実に取り組むよう、周知を行うこと。(6)の事項について、貴法人らにおいて検討を進めること。

- (1) 改正法の施行後に新規に締結する携帯データ通信役務の役務提供契約について、改正法による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号。以下「新携帯電話不正利用防止法」という。）に基づく本人確認等（代表者等の権限又は地位の確認等を含む。以下同じ。）が確実に実施できるよう、速やかに必要な準備を進めること。改正法の施行前に準備が整った場合には、利用者への事前周知等を行った上で、改正法の施行を待たず、新携帯電話不正利用防止法に相当する本人確認等を実施すること。
- (2) (1)に加え、改正法の施行前に締結した携帯データ通信役務の役務提供契約のうち本人確認等が未実施であるものについても、改正法附則に基づき一定の期間内に本人確認等を完了させる必要があることから、これについても、速やかに本人確認等に必要な準備を進めること。準備に当たっては、フィッシング詐欺等の防止の観点から、改正法に基づく措置であることを利用者が認識した上で確認に応じることができるよう留意すること。

- (3) 多回線契約により提供される携帯通信役務が不正に利用されることを防止するため、個人による通常想定されない回線数の役務提供契約の締結について、その実態を把握し、改正法の施行以降、新携帯電話不正利用防止法の内容を踏まえた自主的な措置を講じることができるよう、その検討を進めること。その際、利用用途を確認し、それが正当な目的による場合は例外的に一定数以上の多回線契約を認めるなど、改正法の施行に伴い、今後改正される携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）や Q&A の内容を踏まえ、利用者の利便性を過度に制限することのないよう留意すること。
- (4) 自社及び媒介業者等において本人確認等の措置その他携帯通信役務の不正利用への対策が確実に行われるよう、不正利用の動向を踏まえ、研修・監査の実効的な実施方法等について検討すること。また、本人確認等に係る情報システム、運用体制等について、不正契約を防止するための措置が講じられているか、不断の確認を行うこと。
- (5) (1)から(4)までの事項に基づく対応も含め、新携帯電話不正利用防止法等に基づく対応が確実に実施されるよう、自社の携帯通信役務に係る媒介業者等に対し、確実に監督等を行うこと。また、(1)から(4)までの内容について、別紙と併せて、自社の提供する移動通信サービスを利用して、又は自社の電気通信設備と接続して携帯通信役務を提供する電気通信事業者、自社の提供する携帯通信役務を利用して携帯電話のレンタル業を営む貸与業者等に周知すること。
- (6) 貴法人らの会員である、携帯通信端末向けの電気通信役務を提供する電気通信事業者が、改正法の趣旨を十分に理解し、必要な対策を講じることができるよう、改正法に関する説明会の開催や意見交換の機会を設けるほか、携帯データ通信役務の本人確認等、多回線契約により提供される携帯通信役務の不正な利用の防止等について、貴法人らの会員事業者間の申合せ等の自主的な対策を講じている場合には、必要に応じ、改正法の内容を踏まえ、一層の対策の推進に向けた見直しを検討すること。

以上

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の概要

近年、携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化・巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加するとともに、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に当該電気通信役務を提供する事業者が役務の提供を拒むことを可能にする等の措置を講ずる。

改正の概要

(1) 契約締結時の本人確認等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大

役務提供契約の締結時における契約者の本人確認等の対象となる役務に、音声通信役務以外の電気通信役務(データ通信役務)を追加する。【題名、第1条～第3条関係】

※ これに伴い、法律の題名を「携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に改めるとともに、役務の名称を「携帯通信役務」、事業者の名称を「携帯通信事業者」に改める。

(2) 本邦内に住居を有しない外国人の本人確認を行う場合の規定の整備

携帯通信事業者が本邦内に住居を有しない外国人と役務提供契約を締結する場合の、住居に代わる事項(例:旅券番号)の確認による本人確認に関する規定を整備する。【第3条第1項関係】

(3) 警察署長による電気通信事業者に対する照会に係る規定の整備

警察署長が、一定の罪に当たる行為に利用された携帯通信役務に係る契約者の本人確認等を携帯通信事業者に求めることができる制度において、(1)によりデータ通信役務が対象となることに伴い、その求めのために必要があると認めるときは、関係事業者に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。【第8条第2項関係】

(4) 個人が同時に利用可能な携帯通信端末が一定数を超えることとなる場合の役務提供拒否に係る規定の整備

特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合には、不正な利用のおそれが高いことを踏まえ、携帯通信事業者がその超えることとなる部分についての役務の提供を拒否することができることとする。【第11条第6号関係】

(5) 役務提供契約締結の任に当たっている者の権限又は地位の確認に係る規定の整備

携帯通信事業者に対して、役務提供契約締結の相手方と役務提供契約締結の任に当たっている自然人が異なる場合に、総務省令で定めるところにより、当該自然人の権限又は地位の確認を行うことを義務付ける。【第3条第2項、第3項関係】

(6) その他所要の改正を行う。